

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律
規制の名称	子の住所等に関する情報及び子の社会的背景に関する情報の中央当局(外務大臣)への提供義務の導入
規制の区分	新設
担当部局	外務省領事局ハーグ条約室
評価実施時期	令和元年10月1日
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時から、課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響についても顕著なものは発現していない。</p> <p>本件規制が導入されなかったと仮定すると、個人情報保護法等の趣旨に基づき、関係機関等が情報提供をためらうことが想定され、ハーグ条約で定められている、子の所在の特定及び子の社会的背景に関する情報の交換のために全ての措置をとる旨の義務を履行できなくなる恐れがあった。また、関係機関等に当該情報の提供について裁量の余地を認めると、当該機関等に、本条約義務履行の成否に係る責めを負わせる形になりかねなかった。</p> <p>よって、当該規制により、中央当局によるハーグ条約の適切な実施が可能となるため、本件規制の必要性があると言える。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	本件規制導入時(平成26年4月)から現在(令和元年10月)までの間に、380件を超える子の住所等に関する情報が関係機関等から中央当局へ提供されているが、これらの情報提供に係る費用は個別のケースによって異なると考えられるため、遵守費用の定量化又は金銭価値化は困難である。
(行政費用)	関係機関等への情報提供要請及び情報管理に係る行政費用は、他の業務に係る行政費用から切り出して算出することは困難である。また、関係機関等への情報提供要請に係る人件費についても、これをハーグ条約実施法の通常の執行業務に係る費用から切り出して算出することは困難である。
(効果)	本件規制により、条約発効時(平成26年4月)から現在(令和元年10月)までの間、中央当局による援助決定を行った全ての外国返還事案(日本に所在する子の外国への返還を求める事案)及び日本国面会交流事案(日本に所在する子との面会交流を求める事案)(193件)について、子の所在を特定することができており、本件規制の効果は大きいと思われる。
(便益(金銭価値化))	本件規制は、関係機関等に対して個人情報を含む情報提供を求めることにより、中央当局による条約の適切な実施を目的としたものであることから、当該制度に係る金銭価値化は困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特に把握されていない。
考察	事前評価時から、当該課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化は生じておらず、また、本件規制により、中央当局は子の所在の特定及び子の社会的背景に関する情報の交換を行うことができ、条約上の中央当局の義務を果たすことが可能となっているため、本件規制は今後も継続することが妥当と考えられる。
備考	